

広報ますだ “プラサ DE ますだん” 掲載要領

「広報ますだ」毎月号に益田市民の声を集めた「プラサ DE ますだん」の欄を設置します。ただし、掲載記事がないときは、掲載しません。

「プラサ DE ますだん」は、市民相互の情報交換の場として掲載することにより、広報ますだを市民にとってより身近な親しめるものとするを目的とします。

掲載できる活動

「プラサ DE ますだん」に掲載できるものは、生涯学習や社会福祉活動等に広く市民を対象とした情報です。

- (1) 「伝えたいことば～ありがとうのメッセージ～」 身近な出来事などに対する市民のありがとうのメッセージ。市民課、各分庁舎、各公民館で投稿可能。市内在住・在勤者で掲載禁止事項に反していないもので、各号の締切日までに受付けたものを当コーナーで掲載する。
 - (2) 「ますだんの輪」 クラブ・サークル等の団体活動紹介。教育機関を含む市内在住・在勤者で活動するクラブ・サークル・団体で、その代表者が市民であり、かつ、その構成員の半数以上が市民であること。
 - (3) 「ますだん掲示板」 各種募集やイベント情報などの投稿。市内在住・在勤者が主催するもので、市内の公共施設、その他の不特定多数の者が利用できる場所を会場とするもの。
 - (4) 「ますだんギャラリー」
 - (イ) ますだんハッピーバースデー ○月生まれのますだん
申請者が市内在住であり、掲載月生まれの新生児から20歳未満のお子様の写真。お子様の氏名及び投稿者の氏名を掲載する。
 - (ロ) ますだ珍百景
市内在住・在勤者が撮影した人物以外の写真又はイラストなどの描画。投稿者の氏名を掲載する。
- 掲載は、受付順を基本とします。
- 写真は、トリミングする場合があります。
- 文章は、趣旨を変えずに短くしたり直したりすることがあります。
- 被写体の承諾については投稿者の責任とします。
- 掲載内容で発生したトラブルは投稿者の責任とします。
- 掲載された写真の著作権は益田市のものとなります。
- 掲載された「広報ますだ」は市[公式ウェブサイト](#)に掲載するほか、益田市が登録する電子ブック等閲覧サイトに掲載します。
- 原稿・写真は原則として返却いたしません。

- 申込者多数の場合、過去にこのコーナーに掲載された子どもは掲載できない場合があります。
- (5) その他、特に**秘書広報課長**が適当と認めるもの

掲載できない活動（掲載禁止事項）

次の原稿は掲載できません。

- 政治・宗教活動及び政治・宗教団体が主催するもの
- 営利を目的としたものや公共的でない個人的なもの
- 署名運動への協力依頼
- 特定の者を誹謗中傷するもの
- 公序良俗に反するもの
- 会員相互の連絡や、会員のみを対象とする集い等の催し
- 講師が自ら生徒を募集して行う活動
- 個人宅を会場とする活動
- 催しの記事について、参加費等が実費相当額を超えるもの
- 会員募集の記事について、入会金を伴うもの
- 申込多数の場合、同一内容についての複数号掲載（2回以上掲載）
- 申込多数の場合、同一団体の催しと募集の記事の、同一号での掲載
- その他、掲載意図や内容が不明確など掲載が不適当であると**秘書広報課長**が判断したもの

申込方法

- 掲載を希望する団体は、市役所2階**秘書広報課**で配布している「プラサ DE ますだん掲載申請書」に必要事項を記入し、直接持参またはファクシミリ、Eメール、郵送により、掲載申請書を**秘書広報課**へ提出してください。ただし、『『ますだんギャラリー』ますだんハッピーバースデー ○月生まれのますだん』に限り、しまね電子**申請**サービスによる申込も可能とします。
 - ※ファクシミリで申し込む場合、送信後、**秘書広報課**へ連絡してください。連絡がない場合は無効になります。
- 原稿は原則として、所定の「プラサ DE ますだん原稿用紙」を使用してください。原稿内容は、各項目の中で決められた文字数で記入してください。
- 掲載する写真はデータによる提供に限ります。
- 原稿提出の**受付**開始日及び締め切り日は、別表のとおりです。**受付**開始日以前の提出は受けられません。
 - ※原稿の提出は、各号の募集開始日の午前8時30分からお願いします。
 - ※申し込み先着順で掲載しますが、各コーナー投稿件数により、掲載件数の増減又は掲載しない場合があります。
 - ※掲載回数等に制限があります。注意事項をご確認ください。
- 依頼原稿は返却いたしません。

注意事項

- 催しの記事は、1団体1年間（4月～3月）に4回までです（掲載用紙に必ず回数を記入してください）
- 各種募集の記事は、1団体1年間（4月～3月）に2回までです（掲載用紙に必ず回数を記入してください）
- 原稿掲載の採否は連絡しません。
- 原稿の一部を削除することもあります。
- 原稿の取り消し・変更は締切日までです。締切日以降の取り消し・変更はできません。
- 原稿掲載後の責任は負いかねます。トラブル等は、当事者間で解決してください。市は関与していません。
- 原稿掲載後、苦情やトラブルがあった場合、今後の掲載を見合わせる場合があります。
- 原稿の連絡先（電話番号、ファクシミリ、Eメール）は、市内在住者に限ります。

提出・問い合わせ先

益田市役所**秘書広報課** 〒698-8650 益田市常盤町1-1

☎0856 (31) 0112 FAX0856 (23) 2456

公式ウェブサイト <https://www.city.masuda.lg.jp/soshiki/173/628.html>